

第37回熊本県さわやか囲碁・将棋大会参加者

問 一般社団法人 熊本さわやか長寿財団
☎096-354-3083

高齢者の相互交流と生きがいづくりの推進を目的に開催します。種目など詳しくは、ホームページをご確認ください。

■ 日時 囲碁の部：5月31日㊥・将棋の部：6月1日㊥ 9時30分～開会式

■ 場所 熊本県総合福祉センター（熊本市）

■ 参加資格 県内在住で令和8年4月1日時点で60歳以上のアマチュアの人

■ 参加費 1,000円を事前振込

■ 募集定員 囲碁の部：140人・将棋の部：70人

■ 申込方法 福祉課窓口で配布の申込書（問い合わせ先ホームページからもダウンロード可能）を提出

■ 申込期間 3月10日㊥～4月18日㊥



手話奉仕員養成講座受講者

問 福祉課 福祉係 ☎0965-52-5852

聴覚に障害のある人の社会参加と自立を支援する手話奉仕員を養成する講座です。手話習得後、ボランティアとしての活動を考えている人、次の入門・基礎課程の両方を受講できる人を募集します。（定員25人）

■ 日程 4月10日～令和8年3月19日 毎週木曜19時～21時（祝日、年末年始は原則休講）

■ 場所 八代市代陽コミュニティセンター

■ 費用 8,950円（テキスト代など）

■ 申込方法 福祉課にある申込書を提出またはメール（hukushi@town.kumamoto-hikawa.lg.jp）

■ 申込期限 3月31日㊥

募集

いきいき健診参加者

無料

問 福祉課 介護保険係 ☎0965-52-5852

65歳以上の人を対象に、体力測定を行うほか、専門知識をもったスタッフが家でできる簡単な運動を紹介します。（定員20人）

■ 日時 3月19日㊥ 13時30分～15時30分

■ 場所 健康センター

■ 内容 身体測定・体力測定・筋肉量などの測定・簡単な体操の紹介など

■ 申込方法 問い合わせ先窓口・電話または下記QRコードから

■ 申込期限 3月14日㊥

申込みはこちらから



シルバー人材センター事務局長（4月15日以降勤務開始）

問 シルバー人材センター事務局
☎0965-62-1010

63人の会員と楽しく仕事をしませんか。主な業務は事務のため、ワードやエクセルなどパソコン操作ができる方をお待ちしています。

■ 勤務場所 シルバー人材センター事務局（竜北公園 ウォーキングセンター内）

■ 勤務時間 8時～17時（休憩1時間含む・週40時間・土日祝日は休み）

■ 勤務内容 事務全般（会員の人事管理・作業の手配・見積書作成など）

■ 給料など 月額20万円（試用期間の6カ月間は18万円）・賞与年4カ月分・社会保険等、通勤手当あり

■ 申込方法 問い合わせ先窓口まで履歴書提出

■ 申込期限 3月26日㊥ 13時

■ 面接日 4月3日㊥ 14時（予定）

就職・転入・転出時には国民健康保険の手続きをお忘れなく

問 町民課 国保年金係 ☎0965-52-5851

年度末となり、就職・転入・転出が多くなる時期となります。次に該当する場合は、町民課または宮原振興局で忘れず手続きを行ってください。

国民健康保険の加入時は、併せて国民年金の加入も行います。保険料の免除確認のためには、離職票や雇用保険受給資格者証などを持参してください。

③の手続きはオンライン申請可能



		必要書類（いずれか）	手続きが遅れると
①	転入・転出	なし	—
②	転出（学生）※	学生証写し・在学証明書原本	転出先の世帯主に国民健康保険税が請求されます。
③	社会保険加入（国保脱退）	資格取得日がわかるもの（社会保険の資格確認書など）	国民健康保険税の請求が続きます。
④	社会保険脱退（国保加入）	社会保険喪失証明書・離職票・雇用保険受給資格者証など	国民健康保険資格取得月までさかのぼって国民健康保険税を納める必要があります。

※就学のため町外へ転出する場合、手続きを行うと、転出前の市町村で引き続き国民健康保険に加入することができます。

「盛土規制法」に基づく手続きの要否をご確認ください

問 熊本県建築課 ☎096-333-2542

熊本県では4月1日（予定）から、盛土規制法の運用が始まります。

▶ 県全域を原則規制区域に指定します。

▶ 4月1日から新たに一定規模以上の盛土や切土、土砂の仮置きなどをする場合、事前に許可・届出の手続きが必要です。

※4月1日までに盛土などの工事が完了する場合は、手続きは不要です。

▶ 盛土などが行われている土地の所有者・管理者・占有者は、土地を安全な状態に維持する必要があります。土地の安全管理に努めてください。

規制区域は県ホームページから



? 許可・届出が必要となる行為とは？

住宅や駐車場、資材置き場などの盛土・切土の工事で一定規模以上のものです。その工事に関連する行為も、許可・届出が必要となります。



例) 造成工事、土砂の採取、土砂ストックヤードへの搬入、残土処分場など

? 現在着手している工事は？

4月1日以降も継続して行う工事は、4月1日㊥から22日㊥までの間に工事内容の届出が必要です。